

表16 ポット洗浄剤(提示した製品)

製品表示の不適切・不十分な項目
記載内容

項目	言葉						説明						記載 人數※1 (%)※2	
	適切			不適切			十分			不十分				
	人數※1 (%)※2													
品名	49	(67.1)	8	(11.0)										
成分	49	(67.1)	10	(13.7)	37	(50.7)	21	(28.8)	38	(52.1)	18	(24.7)		
液性	45	(61.6)	9	(12.3)	34	(46.6)	20	(27.4)	33	(45.2)	19	(26.0)		
使用上の注意	41	(56.2)	20	(27.4)	28	(38.4)	33	(45.2)	33	(45.2)	24	(32.9)		
応急処置	49	(67.1)	8	(11.0)	40	(54.8)	18	(24.7)	41	(56.2)	14	(19.2)		
メーカー名														
お客様相談室の電話番号	49	(67.1)	6	(8.2)	44	(60.3)	12	(16.4)	45	(61.6)	12	(16.4)		
特徴	41	(56.2)	13	(17.8)	39	(53.4)	17	(23.3)	35	(47.9)	17	(23.3)		
警告	47	(64.4)	12	(16.4)	42	(57.5)	20	(27.4)	45	(61.6)	12	(16.4)		
使用方法	52	(71.2)	8	(11.0)	47	(64.4)	15	(20.5)	50	(68.5)	9	(12.3)		
用途	49	(67.1)	7	(9.6)	44	(60.3)	11	(15.1)	42	(57.5)	10	(13.7)		
記載方法														
項目	文字						絵・図						記載場所 人數※1 (%)※2	
	適切			不適切			適切			不適切				
	人數※1 (%)※2													
品名	46	(63.0)	12	(16.4)										
成分	39	(53.4)	21	(28.8)										
液性	33	(45.2)	22	(30.1)										
使用上の注意	27	(37.0)	31	(42.5)	30	(41.1)	22	(30.1)	38	(52.1)	18	(24.7)		
応急処置	34	(46.6)	26	(35.6)	32	(43.8)	20	(27.4)	41	(56.2)	15	(20.5)		
メーカー名	41	(56.2)	10	(13.7)	41	(56.2)	2	(2.7)	44	(60.3)	5	(6.8)		
お客様相談室の電話番号	32	(43.8)	27	(37.0)	43	(58.9)	10	(13.7)	45	(61.6)	12	(16.4)		
特徴	43	(58.9)	12	(16.4)	36	(49.3)	13	(17.8)	44	(60.3)	9	(12.3)		
警告	27	(37.0)	33	(45.2)	36	(49.3)	19	(26.0)	42	(57.5)	16	(21.9)		
使用方法	40	(54.8)	22	(30.1)	44	(60.3)	13	(17.8)	48	(65.8)	9	(12.3)		
用途	43	(58.9)	13	(17.8)	41	(56.2)	10	(13.7)	43	(58.9)	11	(15.1)		

※1 回答者73名、複数回答

※2 回答者73名中に占める割合(%)

表17 ポット洗浄剤(提示した製品)

表示の改善点

内容	人數 [*]
使用方法を具体的に記載する	11
絵・図を使用してわかりやすい表示にする	10
文字を大きくする	9
シールを大きくする	6
警告をもっと目立つようにする	5
使用上の注意を具体的にする	3
薬剤の改良をする	2
応急処置を具体的に記載する	2
シールの内容を具体的にする	2
内袋を子供では開けられないようにする	2
薬剤を大きくする	1
健康被害事例を記載する	1
健康被害の症状を記載する	1
メーカーへの連絡がいつでもできるようにしておく	1

*アンケート回答者73名中42名が回答、複数回答

表18 ポット洗浄剤

製品表示に必要と考える項目

内容	人数*	(%)
記載内容	健康被害事故が起きた場合の対応部署(お客様相談室)の記載をする	45 (61.6)
	使用上の注意を具体的に記載する	44 (60.2)
	JPIC(健康被害事故が起きた場合の対応機関)の連絡先の記載	43 (58.9)
	応急処置を箇条書きに記載する	38 (52.1)
	健康被害事故の応急処置を記載する	38 (52.1)
	健康被害事故の事例を記載する	34 (46.6)
	製品の毒性の強さを記載する	32 (43.8)
	使用方法を具体的に記載する	31 (42.5)
	健康被害事故の症状を記載する	27 (37.0)
	保管方法を記載する	21 (28.8)
	液性(pH)を記載する	21 (28.8)
	成分を記載する	17 (23.3)
	製品の特徴を具体的に記載する	16 (21.9)
	含有量を記載する	9 (12.3)
記載方法	文字を大きくする	42 (57.5)
	絵・図などを使用する	36 (49.3)
	記載場所を目につきやすくする	30 (41.1)
	色文字を使用する	29 (39.7)
	取扱説明書を別途添付する	16 (21.9)
その他	使用中であることを周知させる方法(シールなど)を取り入れる	56 (76.7)
	メーカーが宣伝する際、危険性についても言及する	40 (54.8)
	消費者の意識を改善させる努力をする(教育)	18 (24.7)
	形状等の製品改良をする	4 (5.5)
	成分・組成含有量等の工夫をする	1 (1.4)

※回答73名中、複数回答

厚生労働科学研究費補助金（化学物質リスク研究事業）
分担研究報告書

製品表示作成者の危険認識度に関するアンケート調査
－洗剤・洗浄剤等に関するアンケート－

分担研究者 黒木由美子 (財)日本中毒情報センター 施設長
協力研究者 波多野弥生 (財)日本中毒情報センター 課長
協力研究者 飯田 薫 (財)日本中毒情報センター 主任
協力研究者 荒木 浩之 (財)日本中毒情報センター 主任
協力研究者 吉岡 敏治 大阪府立急性期・総合医療センター 医務局長

研究要旨：家庭用化学製品による健康被害事故を防止する目的で、前年度に引き続き、家庭用化学製品の製品表示を作成する業者の担当者へ、健康被害事故に対する危険認識度の調査を行った。本年度は、洗剤・洗浄剤等を製造・販売している各種業者の製品表示作成担当者へ、危険認識度、製品表示作成方法と表示の実態、製品表示を行う上で使用する基礎資料、製品表示作成システムに関するアンケート調査を行った。

アンケートは、洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会に所属する67社を対象とし、郵送文書にて行い、32社から回答を得た（回収率47.8%）。

アンケート調査の結果、業者の製品表示作成担当者は、一般的な健康被害事例はよく認識している(97%)が、自社製品で同様の健康被害事故が発生する可能性があると認識している業者は31%であり危険認識度が低かった。さらに、自社製品で健康被害事故が発生した場合に予想される重症度が「死亡する場合もある」と考えた業者は8社(25%)、「入院まで可能性がある」と考えた業者は4社(13%)のみであり、前年度行った殺虫剤・防虫剤に関する調査同様、業者担当者の重症度認識は低いことが明らかになった。次に、健康被害事故の業者責任に関しては、業者に責任があると考えたのは「小児・痴呆がある高齢者の誤飲」では3社(9%)、「成人の不慮の誤使用」では3社(9%)、「成人の意図的な誤使用」では2社(6%)であり、企業の社会的責任意識の低さが明らかになった。なお、製品表示や製品の改善により健康被害事故が防止できると考えたのは18社(56%)であり、事故を防止していくためには、消費者の教育・啓発も重要であると考えられた。製品表示を作成する基礎資料として最もよく利用されていたのは、MSDSで30社(94%)、次に他機関で行った毒性試験結果22社(69%)、類似製品の毒性試験結果18社(56%)、14102の化学商品16社(50%)の順であった。しかし、個別製品の事故発生状況を把握できる資料はなかった。製品表示作成に際し、日本中毒情報センター(JPIC)のアドバイスを希望する業者が66%、JPICからの事故状況報告が製品表示に有効であると考えた業者が91%を占め、前年度の調査同様、JPICが関与する製品表示作成システムの必要性が明らかになった。

本年度はさらに、JPICから事故発生状況の報告が迅速に行えるように、会社名から該当業者製品による健康被害事例が検索可能なデータベースを新たに構築した。

次年度は、JPICが関与する製品表示作成のシステムを検討する会議を、家庭用品を取り扱う各協議会別に開催したいと考える。

A. 研究目的

日本中毒情報センター（JPIC）では、年間約25,000件の家庭用化学製品による誤飲事故など健康被害事故に関する問い合わせを受信している¹⁾。

家庭用品による健康被害事故を防止する目的で、前年度は、殺虫剤・防虫剤の製品を製造・販売している各種業者へ、製品表示作成担当者の危険認識度、製品表示作成方法と表示の実態、製品表示を行う上で使用する基礎資料などに関するアンケート調査を行った。

本年度は、洗剤・洗浄剤を製造・販売している業者の製品表示作成担当者に対し、危険認識度などのアンケート調査を行った。

B. 研究方法

1. アンケート調査

アンケート対象は、洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会に所属し、洗剤・洗浄剤などを製造または販売している67社とした。

アンケート内容は、取り扱い製品の数、製品による健康被害に対する危険認識度、製品表示の作成方法と実態、製品表示のための基礎資料の種類、製品表示作成システムに関する事項とした。

アンケート調査は、調査用紙を各業者の担当部署に郵送し、郵送またはFAXにより回収した（資料1、資料2）。期間は平成15年8月5日～8月30日の約1ヶ月間とした。その結果、32社から回答が得られ、回収率は47.8%であった。

2. JPIC健康被害事故状況レポート用データベース

マイクロソフト社Windows XP上で稼動するデータベース「アクセス2003(XP)」を用いて、JPICで受信した問い合わせ(家

庭用品による健康被害事例）を会社名から検索し、事故の発生状況や受信までに発現した患者の症状などの詳細情報を表示するデータベースを新たに構築した。

検索項目は、会社名、検索結果の表示項目は、製品用途分類、製品名、連絡者、患者年齢・性別・体重、経路、摂取量、発生場所、発生状況、発現症状、処置とした。

C. 研究結果

1. 取り扱い製品群と製品数

まず、アンケート対象業者が製造・販売している製品の概要を把握するために、該当製品の製品群、および取り扱っている製品数について、業者別に表1に示した。なお、取り扱い製品群は、石鹼、その他の身体洗浄剤、台所用中性洗剤、ボット洗浄剤、洗濯用洗剤、洗濯用柔軟仕上げ剤、漂白剤（塩素系）、漂白剤（酸素系・他）、カビ取り剤、その他の酸洗浄剤、その他のアルカリ洗浄剤、その他の洗剤・洗浄剤の12群とした。

回答があった32社中、取り扱い製品数について記載があった29社で、1-10製品を製造・販売しているのは9社、11-50製品は11社、51-100製品は5社、101製品以上（最大356製品）が4社であった。

2. 製品による健康被害に対する危険認識度

危険認識度調査は、JPIC受信事例の呈示によるものと、自社製品に関する設問とした。

アンケートで呈示したJPIC受信事例に代表されるような健康被害事故が発生していることを認識していた製品表示作成担当者は、32社中31社（97%）で高い認識度であった。一方、自社製品で同様な健康被害事故が発生していると思うかと

いう問い合わせに「はい」と回答したのは10社(31%)のみであり、前年度行った殺虫剤・防虫剤等製造販売業者の認識(50%)を下まわった(表2)。

さらに、自社製品で健康被害事故が発生した場合に予想される重症度(無症状、家庭内経過観察、外来受診、入院、死亡)の認識調査を行った。結果を表3に示す。健康被害事故が発生しても無症状ですむという回答の業者はなかった。家庭内経過観察のみが2社(6%)、外来受診まで可能性がある15社(47%)、入院まで可能性がある4社(13%)、死亡する場合もあると認識していたのは8社(25%)のみであった。死亡や入院を認識していた業者は、取り扱い製品が多い業者という傾向にあるが、外来受診、家庭内経過観察と認識している業者と取り扱い製品数において有意な差はなかった(表3-1)。なお、家庭内経過観察のみと回答した2社では、強酸、強アルカリの製品は取り扱っていなかった。

次に、製品表示作成担当者が、実際に把握している自社製品の健康被害事故の件数と代表的な事例を調査した。担当者が把握していた事故件数は、年間に0件が16社、1-10件が8社、11-50件が2社、51-100件が2社、101件以上(最大265件)が2件、回答なし2件であった。なお、自社で把握している健康被害件数と重症度認識の強さの関連においても、健康被害経験が多いと重症度認識の強度が上がるといったような相関はなかった。

健康被害事例の記載があったのは10社で、内容は、JPIC事例同様、強酸・強アルカリの製品の誤飲事故や意図的飲用、皮膚や眼に入った事例、カビ取り剤の吸入事故などが多かった。また、このほか台所用中性洗剤の誤飲事例、ポット洗浄剤の使用中の洗浄液を洗浄中と知らずに

飲んでしまった事例、入れ歯用洗浄剤(錠剤)を痴呆症のある老人が誤食した事例、知的障害者が衣料用洗剤を大量に飲み込んで入院した事例などがあった。なお、死亡事例の記載はなかった。

3. 製品表示の作成方法と実態

まず、製品表示の作成方法の現状を調査した。

洗剤・洗浄剤等を製造または販売している業者では、回答があった業者は100%が「洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会の自主基準」などの自主基準および「家庭用品品質表示法」などの法律に従って記載していると回答した(表4)。さらに、5社は、製品表示の色や文字などを見やすいように工夫している、あるいは想定される健康被害事故を防止するための表示や応急処置を記載するなど工夫していると回答があった。

次に、製品表示の実態について設問した。結果を表5に示す。

製品の成分に関して何らかの記載があるのは31社(97%)、含量に関しても何らかの記載があるのは29社(91%)であった。

成分が起こす毒性や症状について記載があるのは14社(44%)のみであった。記載していない理由を表6に示した。理由は、回答があった8社では、法規制・自主規制に記載義務がないため(3社)、毒性は成分というより製品全体の問題であるため(3社)、製品の毒性は使用上の注意に記載している(1社)、記載スペースがないため(1社)であった。

健康被害が発生した場合の応急処置は30社(94%)、使用目的以外に使用しないという記載は28社(88%)、保管場所については29社(91%)の製品に記載していると回答があった。

さらに、健康被害事故の業者責任に関する調査を行った。

表7に、健康被害事故の責任があるかという設問への回答結果を示す。全体としては、業者に責任はないと回答した担当者が多かった。業者に責任があると考えたのは「小児・痴呆がある高齢者の誤飲」で3社(9%)、「成人の不慮の誤使用（使用法をよく読まないなど）」で3社(9%)、「成人の意図的な誤使用」で2社(6%)のみであった。しかし、誤飲、不慮の誤使用、誤使用では責任の判断がつかず「わからない」と回答したのもそれぞれ21社(66%)、16社(50%)、5社(16%)あった。なお、成人の意図的な誤使用や、自殺、他殺・いたずらでは、ほとんどの業者が責任はないと考えていた。

「健康被害事故は、表示や製品の改善によって防止できるか」という設問に、「はい」と回答したのは18社(56%)であった（表8）。できないと考えた理由は、ある程度は防止できるが完全には無理である、表示をよく読まないなど消費者の意識が低いなどの意見が多く、製品表示や製品改良のみではなく、消費者の教育、啓発も重要であることが、前年度の調査同様に指摘された。

4. 製品表示のための基礎資料の種類

製品表示を作成する上で、製品・成分の毒性や治療に関する事項はどのような資料を利用したか、基礎資料の種類の調査を行った。結果を表9に示す。

最も利用が多かったのは、各製品・成分のMSDSで32社中30社(94%)が利用していた。次いで、他機関で行った毒性試験結果が22社(69%)、類似製品の毒性試験結果が18社(56%)、14102の化学商品[化学工業日報社発行]が16社(50%)、The

Merck Index [Merck & Co. Inc.]が9社(28%)、毒劇物基準関連通知集[薬務公報社]9社(28%)であった。JPICで使用頻度が高い Registry of Toxic Effects of Chemical Substances (RTECS) [NIOSH]や、Hazardous Substances Data Bank (HSDB) [NLM]、Poisindex [Micromedex社]は、それぞれ7社、3社、2社であった。

なお、1業者当たりの平均使用資料数は、4.6資料（最小1～最大16資料）であった。

5. 製品表示作成システムに関する事項

製品表示作成にあたり、JPICがシステム的に関わることが必要とされているか調査を行った。

その結果、製品表示を作成する上で、JPICに毒性や症状の記載事項の確認やアドバイスを希望する業者が21社(66%)あることが判明した。また、JPICが業者（賛助会員）に対し問い合わせがあった自社製品の件数や商品名を報告するシステムがあることを知っていたのは10社(31%)であり、さらにJPICが事故状況も含めて報告するシステムを構築すれば、製品表示作成の上で役立つと考えた業者は29社(91%)で、前年度の調査同様、極めて多かった（表10）。なお、JPIC賛助会員制度への関心は高く、未入会業者の60%から資料の請求があった。

6. JPIC健康被害事故状況レポート用データベースの構築

JPICから行政や業者へ、迅速に健康被害事故状況を報告することが可能になることを目的とし、新たなデータベースを構築した。データベースは、マイクロソフト社 Windows XP上で稼動するデータベース「アクセス2003(XP)」を用い、JPICで受信した問い合わせを会社名から

検索し、事故の発生状況の詳細が表示できる仕様とした。

検索項目は、会社名とした。

検索結果の表示項目は、製品用途分類、製品名、連絡者、患者年齢・性別・体重、経路、摂取量、発生場所、発生状況、発現症状、処置とした。

構築したデータベースの初期画面、会社名（ヨミ）検索画面、検索結果一覧表示画面、受信記録詳細表示画面を図1-4にそれぞれ示した。このデータベースの構築により、速やかに業者別の事故発生状況報告が行えるようになった。なお、現状の健康被害事故レポート様式と、次年度以降の健康被害事故状況レポート様式（案）を表11、表12に示した。

D. 考 察

本研究では、洗剤・洗浄剤等を製造・販売している各業者へ、製品表示作成担当者の危険認識度、製品表示作成方法と表示の実態、製品表示を行う上で使用する基礎資料などに関するアンケート調査を行った。

アンケート調査の結果、製品表示作成担当者は、一般的に各製品群で発生している健康被害事故（JPIC事例）に対する認識は97%と高い一方、自社製品での事故発生の可能性に関しては危険認識度が31%と低いことが判明した。これは前年度の殺虫剤・防虫剤等に関するアンケート結果（50%）よりもさらに低い値であった。さらに、自社製品で健康被害事故が起こった場合の重症度の認識は、自社製品で健康被害事故が発生した場合の重症度として、「入院まで可能性がある」と考えたのは4社（13%）、「死亡する場合もある」と考えたのは8社（25%）のみであった。洗剤・洗浄剤には、強酸、強アルカリの製品があり、また、酸性洗剤と

次亜塩素酸ナトリウム含有製品（漂白剤、カビ取り剤など）の混合による塩素ガス発生、界面活性剤の大量摂取による入院事例など、様々な健康被害事故が発生しているにもかかわらず、業者の重症度認識は低いことが明らかになった。また、製品表示作成担当者が実際に把握している健康被害事故件数も少ないため、健康被害情報が具体的に入手できるシステムが必要であると考える。

製品表示の作成は、家庭用品品質表示法などの法律や自主基準などに従い行われていた。さらに、製品表示の色や文字など表記の工夫や、想定される健康被害事例を考慮した表示を行っている業者もあることから、ますますその取り組みを深めることが重要であると考える。

製品表示の実態調査では、程度は異なるが成分、含量、応急処置、保管場所、使用目的以外に使用しない旨について記載があるという回答を約90%の業者から得た。一方、前年度の殺虫剤・防虫剤等に関する調査同様、成分の毒性や発現する症状については、44%の業者の記載に留まった。記載していない理由は、法規制や自主基準がないため、また、製品全体として毒性を考えるべきであるためという理由であった。成分含量、毒性や症状の記載が、事故防止や事故時の対応の目的で製品表示に必要かどうか、殺虫剤・防虫剤以外の洗剤・洗浄剤でも調査を行ったが、成分の毒性というより製品全体の毒性や症状に関わる事項の記載を、法律や自主基準で定めていけば、表示に反映でき、事故防止につながると考えられた。

健康被害事故の業者責任に関するアンケートでは、誤飲事故、不慮の誤使用、意図的な誤使用、自殺、他殺・いたずらなど、いずれもほとんどの業者が「責任

はない」または「わからない」という回答であった。誤飲事故で3社（9%）、不慮の誤使用で3社（9%）、意図的な誤使用で2社（6%）の担当者のみが「責任がある」と認識していた。この点については、業者の意識改革（社会的責任の自覚²⁾）が必要であると考える。

「製品表示や製品の改善により健康被害事故が防止できる」と考えたのは18社（56%）であり、事故を防止していくためには、製品（表示）の改良のみでなく、消費者の教育・啓発も重要であると考えられた。

製品表示を作成するまでの基礎資料として利用が多かったのは、MSDS、他機関や自社で行った毒性試験、類似製品の毒性試験、14102の化学商品などであり、殺虫剤・防虫剤の調査同様、MSDSを多く利用していることが判明した。

MSDSは安全性に関する記載が画一的であり、これを製品表示へ応用する場合には、個別の製品の成分、剤型、使用法などが考慮されない点が問題となる。製品表示の基礎資料として、MSDSや動物での毒性試験、各種データベース、書籍などの利用のみでは、実際に該当製品で起こった健康被害事故の発生状況は反映されないため、実際に発生している健康被害事故状況を収集し、個々の製品または製品群に対応した製品表示を作成していくことが必要である。

JPICへは、年間約25,000件の家庭用化学製品による健康被害事故の問い合わせがある。その事故状況は、小児や高齢者の誤飲、成人の不慮または意図的な誤使用、自殺、いたずらなど様々であり家庭用化学製品による事故状況の実態を把握できる数少ない機関である。もし、業者がJPICで把握した事故発生状況を活用できれば、より事故防止に有用な製品表示

が可能となるであろう。

アンケート調査の結果からも製品表示作成に際し、JPICのアドバイスを希望する業者が66%、JPICからの事故状況報告が製品表示に有効であると考えた業者が91%を占め、前年度の調査同様、JPICが関与する製品表示作成システムの必要性が明らかになった。

そこで、本年度は、JPICから事故発生状況の報告が迅速に行えるように、会社名から該当業者の製品による健康被害事故例が検索できるデータベースを構築した。このデータベースを活用し、JPICでは単なる表示内容のガイドラインではなく、製品表示作成手順を含むシステムを検討する予定である。

JPIC事故状況報告システムの活用、さらに、製品表示作成時にJPICがアドバイスを行うなどJPICと各個別業者や協議会などが連絡体制を強化することにより、リスクコミュニケーションが確立され、健康被害事故防止に有用な製品表示の作成が容易になると考える。

次年度は、さらに家庭用芳香剤、消臭剤などを製造・販売している各種業者に対し、本年度同様、製品による健康被害に対する危険認識度、製品表示の作成方法、作成基礎資料の種類、作成システムなどに関するアンケート調査を実施する予定である。さらに、JPICが関与する製品表示作成のシステムを検討する会議を、家庭用品を取り扱う各協議会別に開催したいと考える。

E. 結論

本研究では、洗剤・洗浄剤を製造・販売している各種業者の製品表示作成担当者の危険認識度、製品表示作成方法と表示の実態、製品表示を行う上で使用する基礎資料、製品表示作成システムに関する

るアンケート調査を行った。

アンケート調査の結果から、業者の自社製品に対する健康被害事故発生の可能性の危険認識度は31%と低く、重症度認識も入院まで起り得ると認識していたのは13%、死亡までは25%と低いことが明らかになった。製品表示のための基礎資料は、各製品・成分のMSDSや、他機関や自社で行った毒性試験の結果などが多く利用されていたが、個別製品の健康被害事故状況を把握できる資料はなかった。

JPICへ製品表示を作成する上でアドバイスの希望が66%、JPICからの事故状況報告が製品表示に有効であると考えた業者が91%あり、JPICが関与する製品表示作成システムの構築が必要であると考えられた。そこで、JPICへの問い合わせを迅速に行政や業者へ報告できるよう、健康被害事故状況レポート用のデータベースを新たに構築した。

次年度は、JPICが関与する製品表示作成システムを検討する会議を、家庭用品を取り扱う各協議会別に開催したいと考える。

参考文献

- 1) (財)日本中毒情報センター：2002年受信報告. 中毒研究 2003; 16, 213-243.
- 2) 厚生労働省化学物質安全対策室：化学物質安全対策に関するNPO団体等との意見交換会報告書. 2002, (厚生労働省ホームページ).

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 研究発表

第26回日本中毒学会総会（広島）、
2004年7月発表予定。

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

資料 1

平成 15 年 8 月 5 日

各 位

財団法人 日本中毒情報センター
常務理事 吉岡敏治

家庭用洗剤・洗浄剤等の製品表示に関するアンケート調査の件（ご依頼）

拝啓 貴社には、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

財団法人日本中毒情報センターは、急性中毒事故に対する中毒情報の提供、ならびに中毒情報の収集と整備、中毒事故防止の啓発活動を行うため、厚生省（当時）の認可を受け 1986 年に設立されたわが国唯一の財団です。

当財団では、平成 14 年度から厚生科学研究費補助金（食品・化学物質安全総合研究事業）「家庭用品における製品表示と理解度との関連及び誤使用・被害事故との関連の検証に関する研究」（主任研究者：吉岡敏治、3 年計画）の一環として、『製品表示作成者の危険認識度に関するアンケート調査』を行っております。本調査の最終目的は、中毒事故防止へ役立つ製品表示の提案、および製品表示作成システムの構築であり、平成 15 年度は、家庭用洗剤・洗浄剤等の製品表示に関するアンケートを計画いたしております。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、製品による健康被害への認識、および貴社製品の製品表示（作成法の現状、作成資料等）に関しましてご教示いただきたく、アンケートを同封させていただきました。本調査の趣旨をお汲み取りくださいり、アンケートにご協力いただければ幸いです。

なお、アンケートは8月30日までにご返信くださいますようお願い申し上げます。

ご不明な点などございましたら、下記担当者までご連絡ください。

どうぞご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬具

〒305-0005 つくば市天久保 1-2 つくば総合健診センター内
(財) 日本中毒情報センター つくば中毒 110 番 黒木由美子
TEL0298-52-6399、FAX0298-54-7066

I 家庭用洗剤・洗浄剤等による健康被害事故認識に関する調査

A. 貴社で取り扱っている家庭用洗剤・洗浄剤等の商品数を対象製品別にご教示ください。

	商品数（品）		商品数（品）
石けん（固形、液体）		漂白剤（塩素系）	
その他の身体洗浄剤		漂白剤（酸素系・他）	
台所用中性洗剤		カビ取り剤	
ポット用洗浄剤		その他の酸洗浄剤	
洗濯用洗剤		その他のアルカリ洗浄剤	
洗濯用柔軟仕上げ剤		その他の洗剤・洗浄剤	

B. (財) 日本中毒情報センター (JPIC) では、急性中毒に関する問い合わせを「中毒 110 番」で受信しています。2002 年の問い合わせ総件数は 36,578 件で、そのうち家庭用品に関する問い合わせは 23,817 件、家庭用洗剤・洗浄剤等は 3,673 件（石けん 828 件、漂白剤 800 件、洗濯用洗剤 491 件等）でした。問い合わせ事例を表 1 に示します。

表1 問い合わせ事例

		健康被害事例
石けん	固形	痴呆症の高齢者が 1 個食べ、口内びらんがある。
その他の身体洗浄剤	液体	シャンプー(ポンプ式)が口に入った。喉が痛い。
台所用中性洗剤	液体	油と誤り炒め物を作り食べた。嘔気がある。 オレンジ臭がありジュースと思い飲んだ。嘔吐。
ポット用洗浄剤	(液体)	洗浄中のポットの水を、家人が知らずに飲んだ。 嘔気がある。
洗濯用洗剤	粉末	子どもが計量スプーンをなめた。嘔吐した。 子どもが床にこぼした。眼が赤い。
洗濯用柔軟仕上げ剤	液体	子どもがキャップの液だれをなめた。嘔吐した。
漂白剤（塩素系）	液体	湯飲みを漂白中家人が知らずに飲み、嘔気がある。 使用濃度を守らず使用した。気分が悪い。
漂白剤（酸素系・他）	粉末	子どもがひっくり返し頭からかぶった。咳がある。
カビ取り剤	スプレー	1 本全部使用して掃除をした。換気はしていたが、 嘔気と息苦しさがある。
その他の酸洗浄剤	液体	換気の悪いトイレで使用した。息苦しい。
その他のアルカリ洗浄剤	スプレー	子どもが換気扇用洗浄剤をいたずらし、顔にかかった。 眼の痛み、せき込みがある。
その他の洗剤・洗浄剤	液体	子どもがポンプスプレー式住居用洗剤を押し、口 に入った。嘔吐した。
洗剤混合	(ガス)	酸性のトイレ用洗剤と塩素系漂白剤を同時に使用 し、塩素ガスが発生した。咳、胸苦しさがある。

a. 表1のような健康被害事故が発生していることをご存知でしたか？

1. はい 2. いいえ

b. 貴社の家庭用洗剤・洗浄剤で、健康被害事故が発生していると思いますか？

1. はい 2. いいえ

c. 貴社の家庭用洗剤・洗浄剤により健康被害が起こった場合、どのくらいの重症度になると認識していますか？ 各項目毎に○印をお願いします。

- | | | |
|-----------|-------|-------|
| 1. 無症状 | 1) あり | 2) なし |
| 2. 家庭内観察 | 1) あり | 2) なし |
| 3. 外来受診のみ | 1) あり | 2) なし |
| 4. 入院治療 | 1) あり | 2) なし |
| 5. 死亡 | 1) あり | 2) なし |

d. 貴社が把握している貴社製品での健康被害は年間約何件ありますか？

(件)

e. 重症化した例や頻度が高い例等代表的な健康被害事例がございましたらご記入をお願いいたします（製品の主成分、剤型についても記入してください）。



II 製品表示に関する調査

A. 貴社の家庭用洗剤・洗浄剤の製品表示についてご教示ください。

a. 法規（家庭用品品質表示法等）、自主基準（家庭用力ビ取り・防カビ剤安全確保マニュアル、衣料用柔軟仕上げ剤の品質表示自主基準、家庭用シミ抜き剤の自主基準等）に従って記載している。

1. はい *さらに、工夫している点があればご記入ください。



2. いいえ *不足している点等をご記入ください。



B. 製品に「健康被害を起こす可能性がある成分の名称とその含有量」の記載がありますか？

1. 成分名と含有量
2. 成分名のみ
3. 法で表示義務がある成分名や含有量のみ
4. その他 ()
5. 記載なし

(理由：)

C. 製品に「健康被害を起こす可能性がある成分の毒性や症状」の記載がありますか？

1. はい
2. いいえ

(理由：)

D. 製品に「健康被害が発生した場合の応急処置」の記載がありますか？

1. はい

(該当摂取経路に○印をしてください：a:経口、b:吸入、c:経皮、d:眼、e:その他)

2. いいえ

(理由：)

E. 製品に「保管場所について」の記載がありますか？

1. はい
2. いいえ

(理由：)

F. 製品に「使用目的以外に使用しない」旨の記載がありますか？

1. はい
2. いいえ

(理由：)

G. メーカーに健康被害事故の責任があると思いますか？

1. 小児・痴呆がある高齢者の誤飲
(a.はい b.いいえ c.わからない)
2. 成人の不慮の誤使用（使用法をよく読まないで起きた事故など）
(a.はい b.いいえ c.わからない)
3. 成人の意図的な誤使用（意図的な大量使用など）
(a.はい b.いいえ c.わからない)
4. 自殺目的の摂取
(a.はい b.いいえ c.わからない)
5. 他殺、いたずら
(a. はい b.いいえ c.わからない)

H. 健康被害事故は、表示や製品の改善により防止できると思いますか？

1. はい
2. いいえ

(理由：)

III 製品表示作成資料等に関する調査

A. 製品表示を作成する上で、製品・成分の毒性や治療に関する事項はどのような資料を参考にしていますか？該当するものすべてに○印をお願いします（括弧内も○印）。

1. 自社で行った毒性試験 (a.製品のみ、b.成分のみ、c.製品と成分)
2. 他機関で行った毒性試験 (a.製品のみ、b.成分のみ、c.製品と成分)
3. 類似製品の毒性試験結果
4. 各製品・成分の MSDS
5. Poisindex (Micromedex)
6. RECS (Registry of Toxic Effects of Chemical Substances by NIOSH)
7. HSDB (Hazardous Substances Data Bank by NLM)
8. MSDS-OHS (MSDS-Occupational Health Services, Inc. by OSHA)
9. ICSC (International Chemical Safety Cards by IPCS)
10. The Merck Index (Merck & Co., Inc.)
11. 産業中毒便覧（医歯薬出版）
12. 14102 の化学薬品の化学商品（化学工業日報社）
13. 毒劇物基準関連通知集（薬務公報社）
14. その他



B. 製品表示を作成する上で、JPIC に毒性や治療の記載事項の確認やアドバイスをして欲しいという希望はありますか？

1. はい
2. いいえ

C. JPIC が企業賛助会員に対し自社製品の問い合わせ状況（問い合わせ件数、商品名、患者年齢等）のレポートを行っていることを知っていますか？

1. はい
2. いいえ

D. JPIC が製品で起こった健康被害事故の発生状況や被害状況（症状など）をレポートした場合、製品表示作成の上で役に立つとお考えですか？

1. はい
2. いいえ

(理由:

)

E. JPIC 企業賛助会員について

1. 入会している
2. 資料の送付を希望する
3. 資料の送付を希望しない

ご協力頂きましてありがとうございました。

表1 アンケートに回答した洗剤・洗浄剤等製造・販売業者の取り扱い製品群および製品数

	製造・販売業者数	平均製品数	(最小数～最大数)
洗剤・洗浄剤等(全製品)	29	56.8	(1～351)
石鹼	11	6.4	(1～25)
その他の身体洗浄剤	12	13.7	(1～41)
台所用中性洗剤	14	14.4	(1～105)
ポット洗浄剤	1	2.0	(2)
洗濯用洗剤	16	10.1	(1～43)
洗濯用柔軟仕上剤	12	7.3	(1～39)
漂白剤(塩素系)	14	6.8	(2～20)
漂白剤(酸素系・他)	15	4.1	(1～11)
カビ取り剤	12	2.3	(1～6)
その他の酸洗浄剤	14	4.9	(1～20)
その他のアルカリ洗浄剤	17	14.9	(1～60)
その他の洗剤・洗浄剤	22	20.7	(1～100)

* 32社中29社から製品数等の回答あり

表2 健康被害事故発生の危険認識(洗剤・洗浄剤等)

健康被害事故	事故発生の危険認識			計
	あり	なし	無回答	
JPIC受信事例	31 (96.9%)	1 (3.1%)	0 (0.0%)	32 (100.0%)
自社製品事例	10 (31.3%)	20 (62.5%)	2 (6.3%)	32 (100.0%)

<参考> 表2 健康被害事故発生の危険認識(殺虫剤・防虫剤等)

健康被害事故	事故発生の危険認識			計
	あり	なし	無回答	
JPIC受信事例	42 (95.5%)	2 (4.5%)	0 (0.0%)	44 (100.0%)
自社製品事例	22 (50.0%)	21 (47.7%)	1 (2.3%)	44 (100.0%)

表3 自社製品による健康被害事故の重症度認識
(洗剤・洗浄剤等)

重症度(発生予想)	業者数	(%)
無症状	0	(0.0%)
家庭内経過観察のみ	2	(6.3%)
外来受診まで	15	(46.9%)
入院まで	4	(12.5%)
死亡まで	8	(25.0%)
未回答	3	(9.4%)
	32	(100.0%)

<参考>表3 自社製品による健康被害事故の重症度認識
(殺虫剤・防虫剤等)

重症度(発生予想)	業者数	(%)
無症状/受診不要	5	(11.4%)
外来受診まで	25	(20.5%)
入院まで	9	(56.8%)
死亡まで	5	(11.4%)
	44	(100.0%)

表3-1 自社製品で起こる健康被害の重症度認識と取り扱い製品数の関係

重症度 (n=業者数)	死亡 <8>	入院 <4>	外来受診 <14>	家庭内経過観察 <2>
取扱商品数(全体)	105.38±132.28	87.75±70.91	29.69±27.12	7.50±9.19
石鹼数	2.13±2.95	2.50±2.89	2.62±6.89	1.50±2.12
その他の身体洗浄剤数	12.75±16.65	5.00±10.00	2.00±3.00	0.00±0.00
台所用中性洗剤	16.38±36.48	6.50±7.23	2.92±4.03	0.50±0.71
ポット洗浄剤数	0.25±0.71	0.00±0.00	0.00±0.00	0.00±0.00
洗濯用洗剤数	10.25±16.79	5.25±5.50	3.69±5.39	3.50±4.95
洗濯用柔軟仕上剤数	6.88±13.52	3.75±4.79	1.23±1.92	0.50±0.71
漂白剤(塩素系)数	4.38±6.50	5.25±4.11	2.62±5.52	0.00±0.00
漂白剤(酸素系・他)数	3.63±4.57	4.50±4.20	0.92±1.38	0.50±0.71
カビ取り剤数	1.75±2.19	1.50±2.38	0.46±0.66	0.00±0.00
その他の酸洗浄剤数	3.25±3.11	5.25±9.84	1.69±4.07	0.00±0.00
その他のアルカリ洗浄剤数	12.13±17.03	18.75±28.39	6.31±11.69	0.00±0.00
その他の洗剤・洗浄剤数	32.13±40.29	29.50±47.09	5.15±5.93	1.00±0.00

表4 製品表示作成方法(洗剤・洗浄剤等)

	自主基準に従う	未回答	計
洗剤・洗浄剤等	29 (90.6%)	3 (9.4%)	32 (100.0%)

<参考>表4 各害虫用別製品表示作成方法(殺虫剤・防虫剤等)

	自主基準に従う	その他	計
衛生害虫用殺虫剤	44 (100.0%)	0 (0.0%)	44 (100.0%)
不快害虫用殺虫剤	43 (97.7%)	1 (2.3%)	44 (100.0%)
園芸害虫用殺虫剤	43 (97.7%)	1 (2.3%)	44 (100.0%)
衣類害虫用殺虫剤	44 (100.0%)	0 (0.0%)	44 (100.0%)

表5 製品表示の実態(洗剤・洗浄剤等)

記載事項	回 答			
	はい	いいえ	無回答	計
成分(一部表示含む)	31 (96.9%)	0 (0.0%)	1 (3.1%)	32 (100.0%)
含量(一部表示含む)	29 (90.6%)	1 (3.1%)	2 (6.3%)	32 (100.0%)
毒性、症状	14 (43.8%)	16 (50.0%)	2 (6.3%)	32 (100.0%)
応急処置	30 (93.8%)	2 (6.3%)	0 (0.0%)	32 (100.0%)
保管場所	28 (87.5%)	4 (12.5%)	0 (0.0%)	32 (100.0%)
使用目的以外の使用禁止	29 (90.6%)	2 (6.3%)	1 (3.1%)	32 (100.0%)

<参考> 表5 製品表示の実態(殺虫剤・防虫剤等)

記載事項	回 答			
	はい	いいえ	無回答	計
成分(一部表示含む)	39 (88.6%)	4 (9.1%)	1 (2.3%)	44 (100.0%)
含量(一部表示含む)	25 (56.8%)	18 (40.9%)	1 (2.3%)	44 (100.0%)
毒性、症状	15 (34.1%)	26 (59.1%)	3 (6.8%)	44 (100.0%)
応急処置	39 (88.6%)	4 (9.1%)	1 (2.3%)	44 (100.0%)
保管場所	43 (97.7%)	1 (2.3%)	0 (0.0%)	44 (100.0%)
使用目的以外の使用禁止	39 (88.6%)	4 (9.1%)	1 (2.3%)	44 (100.0%)

表6 製品表示に成分の毒性、発現症状を記載しない理由

(洗剤・洗浄剤等)

理由	件数
法規制、自主規制に記載義務がない	3
毒性は成分というより製品全体の問題のため記載していない	3
製品としては、使用上の注意に記載	1
製品に記載スペースがない	1

<参考>表6 製品表示に成分の毒性、発現症状を記載しない理由

(殺虫剤、防虫剤等)

理由	件数
通常使用の場合、問題にならない	4
法規制、自主規制に記載義務がない	4
健康被害が発生したら医師の診察を受けるよう記載している	3
製品に記載スペースがない	2
取り扱い業者に事前に技術指導している	2
詳細はMSDSに記載している	1
成分、含有量から判断して極端に毒性が低い	1
健康被害には個人差があるため一概に記載できない	1
健康被害のデータがない	1
毒性を記載した場合悪用される可能性がある	1

表7 健康被害事故発生状況別の業者責任認識（洗剤・洗浄剤等）

発生状況	回答				計
	あり	なし	わからない		
小児・痴呆症がある高齢者の誤飲	3 (9.4%)	8 (25.0%)	21 (65.6%)	32 (100.0%)	
成人の不慮の誤使用	3 (9.4%)	13 (40.6%)	16 (50.0%)	32 (100.0%)	
成人の意図的な誤使用	2 (6.3%)	25 (78.1%)	5 (15.6%)	32 (100.0%)	
自殺目的の摂取	0 (0.0%)	27 (84.4%)	5 (15.6%)	32 (100.0%)	
他殺、いたずら	0 (0.0%)	25 (78.1%)	7 (21.9%)	32 (100.0%)	

<参考> 表7 健康被害事故発生状況別の業者責任認識（殺虫剤・防虫剤等）

発生状況	回答				計
	あり	なし	わからない		
小児・痴呆症がある高齢者の誤飲	5 (11.4%)	13 (29.5%)	26 (59.1%)	44 (100.0%)	
成人の不慮の誤使用	1 (2.3%)	17 (38.6%)	17 (38.6%)	44 (100.0%)	
成人の意図的な誤使用	0 (0.0%)	41 (93.2%)	3 (6.8%)	44 (100.0%)	
自殺目的の摂取	0 (0.0%)	41 (93.2%)	3 (6.8%)	44 (100.0%)	
他殺、いたずら	0 (0.0%)	37 (84.1%)	7 (15.9%)	44 (100.0%)	

表8 製品表示等改善による事故防止の可能性（洗剤・洗浄剤等）

	回答				計
	はい	いいえ	無回答		
製品表示や製品の改善により 健康被害事故が防止できるか	18 (56.3%)	11 (34.4%)	3 (9.4%)	32 (100.0%)	

<参考> 表8 製品表示等改善による事故防止の可能性（殺虫剤・防虫剤等）

	回答				計
	はい	いいえ	無回答		
製品表示や製品の改善により 健康被害事故が防止できるか	22 (50.0%)	19 (43.2%)	3 (6.8%)	44 (100.0%)	